

平成21年度第1回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- (日時) 平成21年7月30日(木)
- (場所) 滋賀県庁別館 職員会館大ホール
- (出席者) 朝倉委員、伊部委員、奥村委員、酒井委員、須戸委員、
高島委員、成田委員、橋本委員、増田委員、安田委員(計10名)
- (報告) (1) 環境こだわり農業推進基本計画について
(2) 滋賀県における有機農業について
- (議事) (1) 環境こだわり農産物認証制度対象農作物・作型について

委員交代 開会に先立ち、3名の委員の交代を報告

議 事

【増田会長】 どうも、今日は大変お忙しい中、委員の皆さま、お集まりいただきましてありがとうございます。第1回の審議会ということで、十分にご議論をいただきたいと思えます。

本日につきましては、報告事項が2点、それから議事が1点ということでございます。順次、報告と検討を行っていきたいと思えます。

報告(1) 環境こだわり農業推進基本計画について

報告事項の1番の、環境こだわり農業推進基本計画についてということで、ご報告をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございました。

基本計画の進捗状況と、今後の次期の計画に向けて見直しの作業を進めておられるということで、今後の見直し作業という大きく分けて2つの報告があったんですが、最初に、進捗状況についてご質問等ございますでしょうか。

なければ、ちょっと私から。

1つだけ教えてほしいんですが、基本方針3の農業体験活動を実践する小学校の数というの、これはどういう方法で調査をされているのでしょうか。

【事務局】 こちらの学校数なんですが、県から、農業体験活動を行います小学校に

対しまして補助金を出しております。農業体験活動を行う場合に1校当たり5万円、あと、ステップアップ事業と申しまして、例えば水質調査をやるだとか、あるいは作物の生育の観察をやる場合には、プラス1万円という形での補助を出させていただいております。その補助を出させていただいている学校数が197ということございまして、県下26の市と町がございますが、すべての市と町でこういった取り組みをしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがですか。進捗状況関係ですが。

よろしいですか。それじゃ、もう一方の見直しについてということですが、今期の計画が22年度までであるということで、23年度からの基本計画について、今ご報告いただいたような形で検討を進めていくというご報告ですが、いかがでしょうか。

高島委員さん、お願いします。

【高島委員】 これは、今日は報告で、次回が議題になるということでしたので、次回のところをお願いしたいんですけども、今までこの審議会の中でもいろんな意見は出てきたと思うので、その辺もまとめて、どんな意見があったかというのを一覽で、次回のところを出していただければありがたいです。例えば、シールに関してでも、私もスポンサーをつけてその辺で経費削減したらどうかという意見とかも出してますし、ほかの方もいろんな意見が出ていたと思うので、それを含めて計画の見直しというところを審議したいと思うので、お願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。この点については、何か事務局のほうから回答をいただくことはございますか。

【事務局】 ありがとうございます。次回開催のときには、ただいま出していただいたような形で、意見をまとめまして、示させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日も、せっかくお集まりですので、何か全体的なことでもご意見いただいたら、また次回に示させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

【増田会長】 今、発言いただきましたように、この場で意見を十分出していただいたほうがいいかと思しますので、お気づきの点がありましたら、ぜひ、お出しいただきたいと思っております。

須戸委員、お願いします。

【須戸委員】 確認をさせていただきたいんですけども、この基本計画というのは、現行の制度の中で、これをいかに面積を広げていくか、農業者を増やしていくか、そういった観点での推進という意義でとらえてよろしいんですか。それか、現行制度のいろんな要件がありますけども、その要件に関してさらにいろいろ議論をしようという、どちらになるのか、あるいは両方とも含んでいるのか、それをちょっと確認させていただきたいと思います。

【増田会長】 どうですか、今のご質問に対しては。

ちょっと今後の整理の中で、僕の個人的な発言ですけども、今の枠を前提にという枠組みが必ずしも確定したものではないので、少しそこを外れるものでも結構ですので、ご意見があれば、この場では出していただいてもいいんじゃないかと僕は思いますけれども。

事務局のほう、どうですか、お考えは。

【事務局】 そういうことで結構かと思えます。今の基本計画の中に、今、紹介させていただきました推進の状況というのは書かせていただいているんですけども、これに限らず、もう少し総括的なことを、これから作業としていきたいと考えておりますので、今の枠にとらわれずにご意見をいただきたいと考えております。

【増田会長】 お気づきの点があれば、ご発言いただきたいです。どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

【高島委員】 今、枠から外れた部分も議論の対象になるとおっしゃったので、この審議会ですずっとやってきた中で、まとめり要件を満たせない方とか、場所によって環境こだわりをつくっても、それは補助の対象にならない方の、これはそれでいいのかという議論はずっとしてきたと思うので、そこに対する部分というのが、一番根幹としてずっと残っている問題でもあると思うので、その辺も含めてどうするかというところを次回たたき台なり何なりで出してもらえたらなと思うんですけど。

【増田会長】 そういう意味では、高島委員さんの要望として、考え方として、地域区分と、それからまとめり要件について、要件を満たさないところが制度対象外になっている部分があると。これについてどうするべきだというふうに言っていたほうが、提案としてははっきりすると思うんですけども。

【高島委員】 一応、目的が環境こだわり農業を県のスタンダードにするという目的で

あって、環境こだわりをする、しない、場所によってしても補助対象外とかいう形になると、本来の目的からすればおかしい話なので、青地とか白地ですか、その辺も含めて、やっぱりある程度何らかの均等な形での補助の方策があってもいいと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

成田委員さん。

【成田委員】 環境負荷軽減しているにもかかわらず、例えばポット栽培の方たちが養液栽培で環境こだわり農産物として認められない、認証マークがもらえないということで、「ポット栽培をして環境負荷軽減をしているんですが、なかなか認証マークがもらえないんですがどうすればいいですか」という生産者の方のお声を四、五日前聞きました。やっぱり環境こだわり条例というのは、環境こだわり農業の推進というのが基本なので、ポット栽培にしる、環境負荷軽減をしている人たちにも、やはり環境こだわり農産物と認めてあげられるような方策はないもののでしょうか、ということがちょっと気になっているんですが。

【増田会長】 ありがとうございます。具体的にどんな技術ですか。

【成田委員】 実は、ブルーベリーの農家さんにお伺いしたときに、ポット養液栽培は、最初から環境こだわり農産物とは認められないということで、でも僕たちは環境こだわり農業というものを推進していきたいという思いを持っているんですが、ポットの養液栽培ということが、既に環境こだわり農業から外れていると。なので、ではポットの中に堆肥を入れればいいのかと。その堆肥の入る割合とか、それから養液を入れる割合、その辺の、そういった方法がどの程度の割合で入れたら、ちゃんとした環境こだわり農業の栽培になるのかということと、その方は700本ぐらいブルーベリーを持ってらっしゃるんですが、1本のパイプでつながっているので試験ができないと。リスクが大き過ぎるので、例えば100本にしても、別個にもう1本ラインを通さなきゃいけないので、非常にお金がかかり過ぎるので、試験場のほうでもお願いしたことがあったんですが、それは養液を使うから無理だろうと最初から言われたということで、でも、循環でやってらっしゃるので廃液は出ない。今7年目に入るとのことだったんですが、農薬も過去2回しか使っていないと。今はBT剤でやっているということで、「環境負荷を軽減する方法をいつも考えているんだけど、やっぱり環境こだわり農業の生産物としての認証マークはいただけないということで、その辺がちょっと残念なんですけど」と。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

この点についてはいかがですか。事務局のほうで、これまでの議論の経過もありますが、今の時点で何かコメントがあればお願いします。

【事務局】 個別の問題については、深く確認しないといけない面もありますが、現在、水耕栽培につきましては、環境こだわり栽培に認めないというわけではございません。現在の各作目ごとに定めております環境こだわり栽培の栽培基準に基づいて認証するということになっておりますが、おそらくポット栽培ですと養分供給が水で、養液栽培でされているのではないかと。現在、ベリー類では化学肥料の場合は3キロ以内というのが上限になっておりますけれども、おそらくその3キロ以内というのは満たすのは難しいのではないかとということで、現在、その基準に達していないんじゃないかというふうに考えられます。現在のところ、土耕であっても水耕栽培であっても基準は変えないで、その上限を超えなければ認証するという運用をしておりますので、ポット栽培について、さらにまた全体的に要望が多くなるとかということになってくれば、別の作型として追加する等の方向の議論はできるかと思えます。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、成田委員さん。

【成田委員】 少し外れるかもしれないんですが、今年の3月でしたか、今年中にはガイドラインが既に決まっていて、今年の秋ぐらいには各県からCO₂削減の表示を農産物に、初年度はとりあえず野菜とお米につけましょうということが農水省から出たということ、ちょっと記事で拝見したんですが、滋賀県としてはこのCO₂の削減表示はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

実は、昨年度から滋賀県の農業・水産業に関します温暖化の検討についての会議を持たせていただいております、22年度を目標にいて、戦略と言えますかどうかわかりませんが、検討内容を取りまとめていこうという形で、専門の有識者の委員の方々のご意見も伺いながら部内で検討しておりますところでございます。

その中で、1つ、今成田委員からのご紹介もございましたような、例えばそういったCO₂の削減といったものが表示できないかということも議論の中では出ておるところでございます、それをしていくに当たりましては、まずは慣行栽培、いわゆる一般的に栽培

されている作物におけるCO₂の排出量と、それと環境こだわり農産物の栽培方法によって排出されるCO₂の量を、一定、調べなければいけないということもございまして、そういったことも今年度、調べようかということで、大学等の協力も得まして、その数値の算定をすべく作業を進めているところでございまして、成田委員のお話のような形でのCO₂の削減が何%というような形の表現が、果たしてできるかどうかということ、量をこれだけ削減できますよというのは、一定、数式なりに基づいて出していくことができると思いますけれども、それを作物に表示をしていく、あるいは場合によったら、水田だとか、ハウスのようなところに表示をしていく等、いろいろ工夫することがあるかと思うんですけども、そういったことがどういった形でできるか、そういったことも有識者の先生方の意見も伺いながらやっていければ。また、国の動向と申しますか、国がやられます方向も参考にしながら滋賀県らしさというものを出していけないかなということで検討しているところでございます。

【成田委員】 済みません、もうちょっとよろしいですか。

今、CO₂の削減の数値というのは、農技センターのほうでは、試験とかはまだスタートはしていないんですか。

【事務局】 農業技術振興センターで、具体的に環境こだわり農産物でこれだけ削減できるといったデータを持っているものは、まだないようございまして、いわゆる部分部分と申したらおかしいんですけども、トータル的な形での削減がどれだけできるかというデータなり、あるいはそういった分析方法なりというものは、県の農業技術振興センターでもやったことがないということでございまして、今現在、農業技術振興センターが持っているような、いろいろなこれまでの蓄積データ等も提供しながら、あるいは国のいろいろな試験・研究機関がやっている方法なども参考にしながら、CO₂の削減量を出していくことができると考えております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

お願いします。

【伊部委員】 先ほどからの認証のマークのこととか、いろいろお話を聞かせていただいたんですけども、私は、よく買い物に行って環境こだわり農産物のマークのついたものとか見かけるんですけども、先ほどのCO₂の話でもありましたけど、そういうマークがまたさらに付くことになったら、いろんなマークが付いたものが野菜売り場に並ぶ

のを、ちょっと想像するんですね。その中で、これは一体どういうもので、どれが一番私の買いたいものなのかというのがわからなくなりはないかなというのが1つ不安になったのと、それから、販売に関する意見のところ、どの府県にもあって、むしろ当たり前の段階にきているということになると、他府県から来る野菜も、そういう似たようなマークの付いたものとかもどんどん入ってくると思うんです。そうした中で、滋賀県のものというのがその中でも選ばれるようにするためには、ちょっと頑張って周りに情報を発信しなきゃいけないと思うし、そのマークを付けたものがどういうものであるかという説明が、もうちょっとされていてもいいのかなというのを、今までこの会議に参加させてもらいながら、町中で買い物をしながら感じたことです。そのPRのこれからの予定とか、そういうものがあればお聞きしたいなと思います。

【増田会長】 伊部委員さん、ありがとうございます。

どうですか、いろんなマークが乱立状況で、なかなかマークの意味するところがわかりにくい状況が消費者のところではあるんじゃないかと。そのところをもう少し、環境こだわり農産物は環境こだわり農産物として上手に訴えていかなきゃいけないんじゃないかといったご趣旨だと思うんですけども。

橋本委員さん、お願いします。

【橋本委員】 環境こだわり農産物の応援隊というので、過去ずっとやってきて、去年、おとし、かなり40カ所ぐらいやって、各量販店で販売促進活動をやって、応援隊という人も人選してやってきて、5年前、10年前だったらほとんど「滋賀県の農産物、どこで売ってるのや」とよく言われたけど、そういう意味からすると大分認知されたのかなと思ってます。ただ、ここにきて、特に去年から、「おいしが うれしが」というやつをやっているもんだから、どっちかというところ「おいしが うれしが」が前面に出てきているもんだから、国の制度に移行して、ちょっと環境こだわりが一步引いた形になってきているよね。やっぱり、僕らはせっかくここまでやってきたんだから、僕は環境こだわり農産物を前面に押し出してやっていきたいなという考えは持っています。

それと、先ほど言われたように、そのとおりなんですよね。この間から私どもの張っているシールはというと、「おいしが うれしが」のシールに原産地滋賀県と書いてあるシールと、それから環境こだわり農産物のシールと2つ張っているんです。2つ張るといって、ものすごく高いんですね。一つ一つは何円であっても全部入れてきたら恐ろしいことになってくるんですね。結局、今、環境こだわり農産物のシールを含めて、トレーサビリティ

ーだったら資料の蓄積とか、トレースするいろんなお金というのは、基本的には流通から生産の段階ですべて負担しているんです。だから、小売の段階とか消費の段階には、一切、ほとんどいってない状態で、やっぱりもういっぱいいいっぱいの状態になってきているから、やっぱり今後は、そういうやつでもできるだけコストを削減していくことも必要だし、シール一つもそうなんです。今のやつだったら3色刷りと1色刷りだったら、全然違う。ほんとうにびっくりするぐらい。だからそういうことも、農産物が今非常に頭打ちの状態の中では、ちょっとシールがいっぱい増えるのも難しい部分もあるんです。そういうことがちょっと、今現場の中では起きていると。ただ、認知度は非常に上がってきているし、大分宣伝はしてきているので、ここ数年の中でも大分認知はされてきていると思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

先ほど手を挙げていただいたのは須戸委員さんですか、お願いします。

【須戸委員】 ちょっと言おうと思ったことは後にして、今の議論に関連してですけれども、例えば、化学肥料と農薬と5割削減が国の制度になって、どこの県でもやって、それなりのものが入ってくる。滋賀県は、環境こだわりという農業を、ずっと国を引っ張ってきたわけですけれども、それが全国で実施されるようになりました。そうすると、滋賀県内でできた5割削減、環境こだわり農産物というのが、もう5割削減だとネームバリューがないというか、ちょっと変な言い方ですけれども、どこでもやっているからそれは差別化にはあまりつながらないといったことになります。そうすると方向としては、ちょっとさっき僕が言いました今までの制度では5割削減というのを基本に置いて、それを地産地消の面からさらに広げていってはどうでしょうか。もちろん、生産者のほうから見れば、環境にこだわっていこうということになるのかもしれないんですけども、消費者の選択の面から見れば、減農薬、減化学肥料は国の制度でどこでも一緒なんだと。そうすると滋賀県のものを買おうといった動機づけというのが、地産地消と、あとは琵琶湖の関係ということになるんですけども、そこに絞っていこうという、そういうイメージで、ずっとこの基本計画とか意見が出されるのか、それをちょっとお聞きしたいです。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

この意見交換会での主な意見の中で、そう読めるような意見もあるということなんだと思いますが、このあたりの考え方はいかがでしょうか。

【事務局】 幾つかの質問について、順番は前後するかもわかりませんが、少し私どもの考えを説明したいと思います。

まず、シールのことがありました。いろんなシールが張られるようなことになりはしないかということなんですけども、環境こだわりのシールにつきましては認証したものについて張っていただけてますが、それ以外に、現在「おいしが うれしが」のシールがござります。この「おいしが うれしが」というのは、地産地消を進めるキャンペーンのことで、地域でつくられたものは、地域の方に顔が見える生産と販売の関係で、やはり安心だということでござりますし、環境こだわり農産物をはじめとする県産の農水産物を使っていただくということで、今、推進をしています。環境こだわり農業の推進プラス地産地消の推進、それぞれを両方表に出したいということで、そういうことになっております。いずれこれが一体化すればいいのかなと思いますけども、ちょっとその辺の整理はこれからしていく必要があると思っています。

PRの仕方ですけども、先ほど、橋本委員さんがおっしゃっていただいたように、認知度についてはかなり上がってきました。そこで、もっと広げるために、今までは環境こだわり農産物ということで、琵琶湖の図があって、そこに野菜があってという、そういうポスターできたんですけども、もう少し消費者の方に理解してもらって、どんどん買ってもらえるような、そういうインパクトのあるということで、実は今、新しいポスターを作成しようということで取りかかっております。「EAT ECO(イート・エコ)」ということで、食べることで琵琶湖を守るというスタンスで、今、エコバッグ等で消費者の方、県民の方、いろいろとエコについてご協力いただけていますが、そういうことで訴えようということで、環境こだわり農業全体をあらわします。それとはまたプラスアルファで、それぞれの品目を紹介しながら環境こだわり農産物をPRし、少し訴求の仕方を変えようということでやっております。

安全・安心で、琵琶湖及びその周辺環境に対して配慮した農業をやっていますので、それに対して消費者も参加していただくと、そういう形の訴求の仕方ということで、今考えております。少し、色が派手目になってきまして、今まで、どちらかという琵琶湖を中心としたブルー調の色だったんですが、専門家にお聞きしますと暖色系のほうが食欲に対してはプラスに働くそうです。これを見ると消費のほうも進むのではないかというアドバイスを受けまして、こういったカラーになっておりますが、そういうことで、さらに環境こだわり農産物について県民の方に知っていただくという方向でおります。

それと、次の基本計画について、地産地消との絡みというお話だったと思いますが、滋賀県の米は非常にたくさんつくっておりますが、園芸になってきますとそれほど多くはな

いです。どこに産地があるのかという質問があるくらいでございます。将来の滋賀県農業のあるべき姿は、地産地消が中心になってくるという意見を持っております。当然、地産地消の中で環境に配慮した生産、農産物、こういったものを進めるということになりますので、先ほども言いましたけども、方向としては両方が一体化してくると思っております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

あと残った項目も幾つかあるので、あまり時間もとれないんですが、この件で何かこれ以上ございましたら。

どうぞ、成田委員さん。

【成田委員】 済みません、意見交換会での制度のところなんですが、「こだわり農業の実践と農産物の認証を切り離し」とありますが、こういった場合、環境こだわり農業の実践の部分と、認証マークを切り離した場合の、ここがよくわからないんですが、環境こだわり農業イコール環境こだわり農産物ということでは私は認知はしていないんですが、環境こだわり農業と環境こだわり農産物を切り離した場合は、どういうことになるんですか。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

ちょっと補足的にご説明いただければありがたいです。

【事務局】 特に確認業務の量の問題もございまして、事務の進め方について、何らかの改善が必要であろうということと、もう一つは、今、環境こだわり農産物の認証と、国の制度を活用した交付金の支払いは完全にリンクをしております、農産物の認証をしてお金を支払うという制度になっております。ただ、国の制度は農産物の認証まで求めているわけではございませんし、環境こだわり農業の実践の確認ということと、それから農産物の認証というのを切り離すことによって、確認責任者という第三者の方に間に入っていたらいいんですけども、その部分が、交付金の支払いの部分については省略する余地があるのではないかとということで、今、広い議論の中で、そういう考え方を出してきております。

考え方としては、農産物の認証に対して第三者の確認責任者の方に入っていただくということになりますと、多くの方は、現在、JAの方であるとか、あるいは集荷業者さん、肥料商さんが入っていただいているんですけども、自らの商品づくりのために生産者と県の間に入る第三者の確認責任者として入っていただくというような立場でしていただきますと、本来業務の一環としてとらえることもできますし、かつ、対象を絞るというようなことによって、その農産物の確認の精度を上げること、より厳格な審査の上に認証する

ということにつながるのではないかと。現在の制度につきましては、当初、水稻の2割が目標ということでスタートしたときの設計のまま、現在は3分の1までできておりますので、事務の量的な問題も、これは現実の問題として何か検討していかないといけないということで、その中で、より環境こだわり農業の実践を広め、かつ、農産物認証の精度を高めるということを両立させる一つの手法として、こういうことができるのではないかとということで、議論があったということです。

【増田会長】 どうもありがとうございます。大体、よろしいですか。

それじゃ、ちょっと時間も制約がございますので、報告事項の2番目に進みたいと思います。滋賀県における有機農業についてということです。よろしくお願いいたします。

報告(2) 滋賀県における有機農業について

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございました。前回も少し議論いただいたかと思いますが、有機農業についての考え方をこういう形で整理をしているところだということで報告をいただきました。

ご質問等、ございますでしょうか。

どうぞ、高島委員さん。

【高島委員】 有機農業を環境こだわり農業の一環として位置づけるということであれば、これは今後、この環境こだわり審議会の議論の中にも入ってこないといけなくなってくるのではないかと思うんですけども、有機農業の議論なしに環境こだわりの審議もできないだろうし、そのあたりはどうなるんでしょうか。

【増田会長】 ありがとうございます。この審議会の位置づけともかかわるんですが、そのあたりはある程度、整理をされているのでしょうか、いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。現在のところ、今お話ししました有機農業についてというペーパーにつきましては、昨年度までのワーキンググループのまとめということでお話をさせていただきましたので、この審議会と有機農業の県としての進め方についてどういうふうに整理をしていくのかということについては、もう少し内部でもんで、また皆さんにもご意見を伺う機会があるかと考えておりますので、もう少し時間をいただけたらと考えております。

【増田会長】 そういう意味では、まだ明確ではないということだろうと思いますが、

おいおいそのあたりも位置づけを明確にして、この審議会の中でも取り扱い方を整理していかねばいけないと思います。

そのほか、いかがですか。

須戸委員さん。

【須戸委員】 ひょっとしたら以前もお話ししたかもしれないんですけども、有機農業といったときに、この中で有機物をどこから持ってくるかということに関しては特に書かれていないと思うんです。一番初めの報告にあった、家畜堆肥率が今85%ですか。ですから県内で堆肥を回して、有機農法の有機物の供給源は滋賀県の中で供給するんだというのは、85%ぐらいはできているので、あとはそんなに滋賀県の中でサイクルして回すというのは、ちょっと難しいかなというふうにとらえておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

【増田会長】 いかがですか。

【事務局】 有機物の活用というところで、先ほどお話をさせていただきましたのは家畜関係の堆肥化という1つの指標がありまして、それに対する今の堆肥化率という報告をさせていただいたんですけれども、食物関係の残渣の活用なども、実際に今やっておられますし、そういう方向での有機物の施用というのも考えられるのかなというふうに思っておりますので、もう少し広く、有機物施用については実施する方法があるのかなと考えております。

【増田会長】 どうですか。追加でご発言がありましたら。

【須戸委員】 そうすると、具体的な取り組みの中に、有機農法で使う有機物の供給源も、できるだけ県内から集めて、そういう施設をつくって活用していこうという、そういう施策もあっていいのかなというふうには思ったんですけれども。

【増田会長】 ありがとうございます。おそらくそういう視点でも、それは家畜の糞尿に限らずということですね。いろんな資源があり得るので、県内からの有機物の資源について、もう少し調達先について工夫をする必要があるのではないかというようなご発言かと思えます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。奥村委員さん。

【奥村委員】 有機農業を進めてもらうのもいいんですけど、実際やってらっしゃる農家さんの畑とか田んぼとかを見てみますと、ほんとうに資料に書いてあるように雑草が多くて。雑草が多いということは害虫も多いんです。そんな中で、隣同士のトラブルだとか、

実際に農業してはる農家さんの労力ですね。結構、人夫さん雇って、田んぼでしたら草取りをすごい人数雇ってしてはるんです。それで採算合っていないのに、これをこのままデメリットのほうが多い農業を県のほうが進めていかはるのかなとか、私は農家なので、ちょっと心配しています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。論点が幾つかあると思うんです。1つは、有機農業がここで挙げられているデメリットのようなこともあって、近隣の慣行栽培の農家との間で摩擦があり得るのではないかということと、それからもう一つ、そういうデメリットが多いと感じられるような農業を県が推進するのかという問題と、おそらく2つの問題があると思うんです。このあたり、事務局もそれなりに整理をされていると思うので、ちょっとご説明いただければと思います。

【事務局】 整理につきましては、実はこれから進めようと思っているところです。先ほどの説明の中にもありましたけれども、だれしもができるものではありません。よほど意識が高くて、技術を備えた方でないと、やはり進められないということもございますので、進め方についてはターゲット等はある程度、絞っていく必要があると思っています。ただ、環境こだわりの延長にあると考えているということも言いましたけども、一部、消費者のニーズの高いところもありますし、国全体もこういった方向を持っていますので、そういうことも含めて考えながら、位置づけを整理していきたいと考えています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。私が見たところでは、ある程度は整理されているのかなと思うんですけども、それ以上にわかりやすくしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

特に、「有機農業」を「環境こだわり農業」の一環として位置づける」という表現が、この1行ではなかなか表現がし尽くされていない部分があって、環境こだわり農業が目指す方向と、有機農業が目指す方向というのは、おそらく有機農業が目指す方向のほうが、より全体的というか、もっといろんな広がりがあって、どうも環境こだわり農業の中こそう簡単におさまるものではなさそうなものですから、「一環として」という部分だけを取り上げると逆に誤解を招くかもしれないんですけども、ただ、そういう中でも有機農業というものがこれまで蓄積してきた到達点だとか、目指すものだとかというものは、決して環境こだわり農業が目指すものと全く異質なものではないので、1つのベクトルとして、環境こだわり農業のベクトルの延長上にもあるものだから、それはそれとしてきちんと評価して位置づけていく。それに対する県として、ここでは意欲のある農業者や有機農産物

等を求める消費者等への情報提供を中心に位置づけはきちんとしていきたいと思いますというような趣旨だと思うんですが、順次、より明確な表現になって、整理がされていくのではないかと考えております。

まだ、話は尽きないと思いますが、成田委員さん、ございますか。

【成田委員】 今おっしゃいましたように、環境こだわり農業の中に有機を丸め込むという、同じレベルにしちゃうということについては、現在、高島のほうの生産者の方が、「環境こだわり農業のシールを張っているけども、でも私たちは完璧に無農薬でやっているの、環境こだわり農業も段階で色も違うように、『私たちは完璧無農薬よ』『50%オフよ』とか、見たら段階的にわかる環境こだわり農産物というようなものがないものでしょうか」というお声も出ていました。多分、有機の方たちも、環境こだわり農産物に丸め込まれるのはすごく嫌がられるような気がするんですけど。

【事務局】 実際に、今県内で有機農業に取り組まれている方々等のいろんな意見をお聞きしています。先ほど会長がおっしゃいましたように、考え方そのものがここにそのまま丸々とするものではございませんし、その辺のところもご理解いただいています。そういったご意見等も、これからまたお聞きしながら、詰めていきたいと考えております。

【増田会長】 高島委員さん。

【高島委員】 済みません。さっき言ったこととかぶさるんですけど、これはどういう扱いになるんですか。今回は、報告という形で、今この段階まで話が進んでますよというのを見せていただいて、報告を聞いた形になると思うんですけども、今後、これを審議の中味にしているんな意見、先ほどの位置づけなども含めての意見を言う場があるのか。そのあたりは、どうなんでしょう。

【増田会長】 これは事務局だけの問題でもないというか、審議会の問題でもあるんですが、事務局から今の意見に対しては、今のところどうですか、ご回答いただけますか。

【事務局】 今後、この有機農業の推進計画を考えていくということで、前回から議論をいただいているのですが、その一環として、現在、こういうチームをつくって、このチームの中でここまで整理をしましたというのを、今日は報告をさせていただきました。今日も皆様のご意見をお伺いしているわけですけども、この後、また現場の声等もお聞きしながら、この基本計画の策定に向けて話を詰めていきたいと思っていますし、でき上がったものについて、またご意見をお聞きしたいと考えております。

【増田会長】 おそらく整理が必要なのは、有機農業の基本計画をつくられるので、例

えばその進捗状況だとかということについて、この審議会の議題として取り上げることになっていくのかどうかということが、具体的には問題になってくるんだろうと思います。もしここで取り上げないとするならば、それならばそれであるという確認をどこかで正式にしなければいけないのではないかと思います。ですから、ちょっとそのあたりを条例に立ち返って確認をしていただいて、審議会における有機農業の基本計画の扱いについて、次回にでも整理をしてご提案いただけたらと思います。

そういうことでよろしいですか。

【事務局】 済みません、確かにお話がありましたように、有機農業の取り扱いについては、環境こだわり農業とその方向性は同じくしていますので、この審議会の審議事項として議論していただくものなのか、それとも有機農業というのは報告にとどめさせていただき、いろいろなご意見をいただくだけにとどめるのかについて、実はまだ方向として決まっておりません。

結論だけ申し上げますと、今、増田会長にお話いただきましたように、今年の審議会の中では、県庁内でいろいろこれから議論する内容について、報告をさせていただきたいと思いますので、この資料にございます計画の中で、4ページにございますように、今度の1月の審議会におきましても、基本計画の骨子の検討とあわせて報告はさせていただきたいと思っております。ただ、この横長のA3の有機農業についての考え方が、これからまたまとめた方向がいろいろ変わってくる可能性がございます。といいますのは、私自身も技術指針の中では環境こだわり農産物や環境こだわり農業と、いわゆる負荷削減とか生物多様性という観点からしますと方向が同じなんです、技術的には、有機農産物と環境こだわり農産物の技術は全く異なるものだと考えているんです。その辺りが、技術の担当者も、現場の理解、消費者の理解もいろいろそれぞれ違いますものですから、これからもう少し議論を深めさせていただきたいと考えております。庁内でも議論を深めながら、基本的な考え方がもう少しまとまっていない部分がございますので、今日のご意見を十分踏まえながら進めていきたいと考えております。そういった意味で、なかなか答えを出せない状況でございますので、今日ももう少し時間がありましたら、会長のほうからいろいろご意見をいただければというふうに思っております。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

安田委員さん、お願いします。

【安田委員】 端的に言いまして、有機農業と環境こだわり農業を別物にさせていただ

たほうがいいと思います。

【増田会長】 どうですか、安田委員さん、もう少し補足的に敷衍^{ふえん}していただけるとありがたいですが。

【安田委員】 ここにもありますように、有機農産物というのは、化学肥料・農薬というのはゼロなんでしょう。環境こだわり農業というのは、今のところ慣行栽培の半分ぐらいにしようやないかということで、進んでいるわけでしょう。これが、半分よりも3分の1にしようとかというような方向に行くんだったらなんですけども、まだそこまで行かない状況ですよ。先ほどの環境こだわり農業の現状を教えてくださいましたけど、こういう状況からしても、ここに有機農業のこゝろを入れてくると、到達するところが有機農業であって、環境こだわり農業というのはその途中だというような感じにもなりますし、というようなことからすると、話が有機農業のほうにどんどんいきまして、それじゃ、今やっている環境こだわり農業というのを、もう少しどうしていこうというところの議論として飛んでしまうんじゃないか。有機農業は有機農業であるという位置づけをして、この環境こだわり農業のこゝろを今後議論を進めていくほうが、私はまとまっていけるのではないかと考えています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

橋本委員さん。

【橋本委員】 私も似たような意見なんです。確かに目指す方向は一緒かもしれんけれども、技術的には全く違うので。だから先ほど事務局が言われたように、実際のところ、野菜でも359ヘクタールしか伸びてないのは、技術的にも農薬、化学肥料5割削減で限界に来ているからです。水稲はまだ伸びてるんだけど、野菜の場合はもうほとんど伸びない。それをゼロにしたら、ほとんどそれは難しい状態になってくる。温暖化になってきて、温度が上がってきているでしょう。余計に難しくなっているんで、実際のところ北海道とか東北あたりの涼しいところでやればいいんだけど、こゝろの地域からすると非常に難しい技術的な問題があるので、ちょっと難しいのかなと、僕らなんかいつも思ってるんだけど。

それと、このごろだったら滋賀県でも田んぼが隣接しているので、ドリフトの問題が出てくるでしょう。だから有機栽培というのはほんとに難しい。隔離されたようなところに持っていかないとできないからね。畑1枚横についていて、ばっと農薬でも散布すれば横にびゅんびゅん流れるわけだから、厳密に言ったらほんとうに難しい部分があるので、この間

も有機農産物の認証のところが悪いことをしていたとかいうのも出てるでしょう。認証団体がいっぱいある中でも、まがいものみたいなのがいっぱいあるからね。それを見ていたら、それだけやっぱり日本の農業の中では有機農産物をつくるのは難しい。確かに消費はあるんだけど、それに対して代価を出すかといったら、ほんとうにくしゃくしゃな商品であれば出さないから、難しい部分があると思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。まだまだご意見はあるかと思いますが、これまた時間の制約もございまして、まだこの有機農業についても、環境こだわり農業との関係についていろいろご議論はあろうかとは思いますが、おそらくご意見を頂戴する場はここが一番重要な場だということは間違いないと思いますので、今後も引き続きご意見を頂戴しながら、可能な限り、政策に提言できるような形で進めていけたらというふうには思っているところです。

高島委員さん。

【高島委員】 では、ここでは意見を言って、反映できるものは検討チームで検討してもらおうということで、幾つかあったんですけど、無農薬化学肥料、遺伝子組み換えについては書かれてますけども、自然と共生する農法としての位置づけとか、公共性、公益性についての部分が、たしか書かれてなかったか弱かったかだと思うので、その辺も推進計画の中に書けるものであれば、私は書いてほしいなというふうに思います。

それと、JAS有機かこだわりか特別栽培農産物かという3つの表示に結局なってくるわけですが、実際問題、それは消費者側から言ったら全然認知度はないというか、それは多分何の付加価値にもならないと思うので、そこを認識した上で、一生懸命つくった人のものが付加価値として売れるような方策、推進体制の整備をもっと強め、この部分を膨らませて検討してもらいたいと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

そのほか、ぜひという方があればお聞きしますが、よろしいですか。

それじゃ、次に進みたいと思います。議事のほうです。

環境こだわり農産物認証制度対象農作物・作型追加についてということです。提案をよろしくをお願いします。

議事(1) 環境こだわり農産物認証制度対象農作物・作型について

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございました。

作物・作型の追加ということですね。3品目についてですが、いかがでしょうか。

この品目については、県内での栽培の事例が少ないものですから、県内慣行栽培を基準にして、その半分を環境こだわりの基準にすることになると非常に厳しい数字が出てしまうということなので、一般的に、類似の品目の農薬・化学肥料の使用量、あるいは他の府県の同じ品目と比較をして、それを目安に環境こだわりの基準をつくるというルールで設定してはどうかという考え方をお示しいただいて、それに基づいて設定するということになりますという、具体的な基準を出していただいたということでもあります。

どうぞ、奥村委員さん。

【奥村委員】 これ、生産してらっしゃる農家さんが2戸とか1戸とかなんですけど、ほんとうに生産農家が今後増えていく可能性はあるんですか。需要と供給とが伴わないと、これを認めてもらってもと思うんですけど。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

この辺はいかがですか。

【事務局】 生産農家につきましては、わさびなしろなについてはこれから増えていく可能性がございます。ただ、トマトにつきましては、非常に技術的に難しい面がございますので、増えていく可能性はそれほどないかと考えますが、環境こだわり農産物の流通量を増やしていくという前提から考えたときに、今、既に別の品目で取り組まれている方が新たな品目で認証を受けて出荷をしたいというご要望があつてのことでございますので、生産者の数よりも継続性というのを重視して、今回、ここに上げるか否かというのを検討させていただきました。その上で、この方々は、既に実績もあり、継続性が認められるということで、今回、この検討の場に上げさせていただいたという経過がございます。

【増田会長】 どうもありがとうございます。よろしいですか。

どうも聞くところによりますと、葉菜類、サラダ野菜等につきましては、だんだん品目の交代も激しくて、新しい品目が次々と登場してくるようでありまして、そういうものをできるだけ早く環境こだわり農産物としても認証をしていきたいと。そのためにこういった従来のやり方とはちょっと違う基準の設定の仕方をさせていただいてよろしいかということだと思います。

どうぞ。

【橋本委員】 ほうれんそうとかこまつなとか、みずなが新しい作物になってきたでし

よう。サラダ菜で。だからその次の品目という形の中でやってるんだけど、今、草津で3軒くらいかな、徐々に増えて、消費はまだなかなか認知されないので拡大してないのだけど、現実、ずっと継続して売るのは大変苦労しているんだけど、一応続けているという状態です。

【増田会長】 どうもありがとうございます。特に、いかがですか、異論がございませんでしたら、これは議事ですから、ご承認をいただかなきゃいけないんですが。この3品目について、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 それじゃ、そのようにさせていただきたいと思います。

それ以外の品目についてのご説明があるかと思しますので、続けてお願いします。

【事務局】 資料に基づき説明

【増田会長】 どうもありがとうございました。

議事としてのご提案は、パッションフルーツの基準の追加ということで、こまつなにつきましては報告をいただいたということでご了解をいただきたいと思います。

この件はいかがでしょう。

橋本委員さん、お願いします。

【橋本委員】 こまつなは、瀬田大萱のところで、かなりこまつなを環境こだわりでやってもらってるんだけど、若い新規就農者を含めてかなり意欲的にやられてるんだけど、結局、連作している中で、高温になってきて非常に難しくなっているのが現実です。今、環境こだわりを続けようか、もうやめようかのボーダーラインにきていることが事実で、続けていけば単収が落ちてくるんです。慣行だったら採れてもね。だから、やっぱりそこを守っていくためにぎりぎりのところでやられているので、次のステップの中では、やっぱりこのことも考えていかなきゃいけないのかなと思います。

【増田会長】 どうもありがとうございます。

【橋本委員】 もともと、滋賀県の農薬の使用成分数は、慣行の部分の比重が全国的に見ても低いから、それから考えると、他府県から考えてきたら、当然、1薬剤ぐらいは増えても、別に環境こだわり農産物は守れるのかなという考えはあるんですよね。次のステップの中で。

【増田会長】 どうもありがとうございます。現場でそういう状況が生じているということでございますので、個別に提案があったときにご議論いただくということで、この問

題は先に送るということにしたいと思います。

パッションフルーツについてはよろしいですか。ご異議なければ、これも承認させていただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 どうもありがとうございます。

さて、一応議事はこれで終わりましたが、委員の皆さんから、そのほかの点で何かご意見なり要望、ご質問等がございましたら最後にお受けしたいと思いますが。

朝倉委員さん、よろしいですか、何か。

【朝倉委員】 有機農業の兼ね合いとか、全体の今後のこだわりの見直し、それと平成22年というのはしがの農業・水産業新戦略プラン策定という中で、1つは、今のこだわりが県のスタンダードになるということの中で、しがの農業・水産業新戦略プランの環境こだわり農業の位置づけをどういうふうに持っていくのかというのが、1つ大きな話になると思います。

それと、今回の有機農業の兼ね合いの中で、非常にこだわり農業、あと有機農業、もうちょっと前段にいくとエコファーマーの兼ね合いという、法律上の問題の持続農業法、これの制度ないし目的が全部ばらばらで、非常に一般消費者からわかりにくいところがあると思うので、あと、さらに最初に発言のあったCO₂の問題だとか、全体の環境問題への対応ということも含めて、今後、滋賀県の環境こだわり農業の方向性、有機とかエコファーマーの問題も含めて全体の戦略みたいなのをどういうふうに位置づけるのかということ、しがの農業・水産業新戦略プランの中にもしっかりと位置づけていったほうがいいのかなと。これは滋賀県の問題じゃなくて国全体の問題、制度とのかかわりもあるので非常に難しいんですけども、一度、大きく全体をとらえて環境こだわりの位置づけを、環境全体という意味で見直していく必要があるのかなということで、そういう方向で、ぜひ今後検討を進めていただきたいというふうに考えています。

【増田会長】 どうもありがとうございます。まだ皆さん、いろいろご意見があろうかと思いますが、時間の制約もございますので、今日の審議はこのくらいとさせていただきたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。